

平成29年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成29年3月24日
午前9時45分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面巻昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 1 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程 2. 発議第 2 号 斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- 追加日程 3. 発議第 3 号 「介護保険制度の見直し」を求める意見書について
- 追加日程 4. 発議第 4 号 際限ない年金削減をストップし、若者も高齢者も安心できる年金制度への改善を求める意見書について
- 追加日程 5. 発議第 5 号 「テロ等準備罪」（共謀罪）の立法を行わないことを求める意見書について
- 追加日程 6. 発議第 6 号 無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○10番(坂口徹君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、3月14日、全委員出席のもと委員会を開会いたしましたので、その概要と審査結果について報告いたします。

まず初めに、1. 付託議案について、(1) 議案第10号 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に105万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億931万円とするもので、人事異動による人件費の補正と奈良県流域下水道事業の予算補正及び繰越明許が行われることに伴う市町村負担金の補正であるとの説明がありました。委員より、流域下水道への負担金について質疑があり、理事者より答弁されております。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 認定第1号 町道認定について、今回、都市計画法第29条の開発道路10路線と建築基準法第42条の位置指定道路3路線の合計13路線の認定をお願いするものであるとの説明がありました。委員より、町道認定の考え方について質疑があり、理事者より答弁されています。本案については、満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、2. 継続審査について、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、① 都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイ三室・紅葉ヶ丘区間の道路詳細設計が、一定その取りまとめがなされたので、平面図とイメージ図を用いて説明がありました。委員より、高架の状況、側道の通り抜けについて、法隆寺線の供用開始時期について質疑があり、それぞれ答弁がされております。

次に、② JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、今回、特に報告することはないとのことであります。また、質疑についてもありませんでした。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。続いて、3. 各課報告事項について、(1) 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、当委員会の所管に関する内容について説明がありました。委員より、まちなか景観事業が減額になっていることについて、電柱の無電柱化について質疑があり、それぞれ答弁されております。

次に、(2) 公共下水道事業に関することについて、初めに、平成28年度発注の15路線のうち、12路線は計画どおり完了しており、残る3路線は、3か年継続事業の9工区-1の龍田西4丁目地内と17工区-1の法隆寺東1丁目地内、また、平成29年度に事業を繰り越す6工区-4の稲葉西1丁目地内の整備工事は、現在、準備工を進めているところです。次に、下水道の接続申請状況は、平成28年度に入り343件の申請を受け付け、申請総数は3,675件、接続率は73.9%であります。融資あっせん利用数は、今年度3件受け付け、総数49件、また、浄化槽雨水貯留施設への転用は、今年度4件受け付け、総数47件となっております。続いて、公共下水道供用開始区域図と平成29年度の公共下水道工事予定箇所図を用いて説明があり、平成29年度は約10ヘクタール、管渠延長3,200メートルの整備を予定しているとの説明がありました。委員より若干の質疑があり、理事者より答弁されております。

続いて、4. その他について、パークウェイの岩瀬橋東詰めの道路状況について質疑があり、理事者より答弁されております。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○1番(宮崎和彦君) それでは、去る3月15日、全委員出席のもと厚生常任委員会を開き、委員会所管に係る事案について説明、報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案について、1番目として、議案第1号 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例について、2番目として、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、関連します

ので、一括議題としました。社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定及び推進に当たり、有識者及び関係団体からの意見の聴取を行うため、推進協議会を組織し、協議会を運営するための必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであると説明されました。委員より、選出区分の団体と公募について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について議題としました。地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員について、更新制が導入され、更新時における新たな研修が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであると説明されました。委員より、研修参加について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

3番目として、議案第9号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題としました。保険基盤安定負担金について交付決定されたことによるものと、共同事業拠出金の確定による補正等をするものであると説明されました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

4番目として、議案第11号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題としました。保険料収入の増加が見込まれることと、保険基盤安定負担金の交付決定がされたこと等による補正をお願いするものであると説明されました。委員より、保険料の徴収増について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

5番目として、陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書について議題としました。介護保険サービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと、家族介護の負担軽減のための制度改善と施設整備、介護従事者の処遇改善と確保対策の強化、政府の責任での必要な財政処置を求める意見書を提出することを求めるものである。委員より、介護職の処遇改善について、今後の介護保険制度について質疑があり、一人ひとりの意見を聞かせていただき、討論となり、賛成小数で不採択すべきものと決しました。

次に、継続審査について、1番目として、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言（案）が説明されました。質疑等はありませんでした。

次に、各課報告事項について、1番目、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、健康福祉部、生活環境部に係る事案について、説明、報告

されました。質疑等はありませんでした。

2番目として、国民健康保険税の低所得者に対する保険税軽減の拡大について、低所得者の均等割り及び平等割の保険税の5割と2割軽減の所得判定基準を拡大するものである。委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、市町村国保の県単位化に関する取り組みについて、資料をもって説明報告されました。質疑等はありませんでした。

4番目として、子育て世代包括支援センターの整備について、改修工事を行うため、開設予定は4月下旬から5月上旬の予定であると説明、報告されました。委員より、支援プラン、人員について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

5番目として、斑鳩町健康寿命延伸計画及び第2期斑鳩町食育推進計画について、資料をもって説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

6番目として、斑鳩町立保育園園歌について、資料をもって説明、報告されました。委員より、作詞について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、その他について、委員より、地域包括支援センターについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○7番（嶋田善行君） 去る3月16日、総務常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告します。

まず、本会議より付託を受けました5議案につきましては、全て満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことを最初にご報告いたしておきます。

ではまず、議案第2号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されたため、本条文の整理を行うものであるとのことです。

次に、議案第3号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでありま

す。いわゆる番号法の改正により、条文の整理とその他文言の整理を行うものであるとのことです。

次に、議案第4号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて所要の改正を行うもので、主な改正内容は、介護休暇を請求できる期間を3回まで分割して取得可能。次に、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる制度の新設とのことです。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、議案第6号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてであります。今回の町税条例等の一部改正は、消費税率引き上げ時期の延期に伴う税制上の措置等の見直しに関するものについて所要の改正を行うものであり、住宅ローン控除の適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例の延長やその他の条文整理等であるとのこと。また、法人町民税関係や軽自動車税の関係についての税率の変更について等の説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ5,499万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億9,310万7,000円とするもので、歳入歳出それぞれについて説明がなされました。委員より、ふるさと納税の取り組みについて、まちなか観光景観形成事業補助金の国庫補助の減額について、法隆寺門前周辺地域無電柱化整備について、学校LED化について等の質疑がいたされました。

次に、継続審査であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。平成29年度の春季特別展の開催は、平成29年5月27日から7月2日までを会期とし、「斑鳩古塔展―聖徳太子ゆかりの古代寺院の仏塔―」と題して開催するとのこと。

次に、樋口文庫の開設及び開設記念式の開催についてであります。故樋口隆康氏のご遺族から歴史関係の図書の寄贈を多数受けたため、（仮称）樋口コレクションとして整備に取り組んできた。このほど作業が終わったので、来る4月2日11時より、町立図書館聖徳太子歴史資料室において樋口文庫開設記念式を開催し、展示していくとのこと。委員より、歴史資料室の利用状況についての質疑がいたされました。

続きまして、各課報告事項についてであります。1つとして、斑鳩町の財務書類（平成27年度決算）についてであります。国において、統一的な基準による地方公会計マ

ニュアルが公表され、統一的な基準による財務書類を作成し、活用するよう要請されたため、今回、平成27年度決算ベースで一般会計のみを作成したとのことで、主な変更点についての説明がなされました。

2つとして、斑鳩町と大阪芸術大学との包括的な連携協定についてであります。現在、同大学と交流を深めているが、今後、まちづくりや観光などの分野に広げ、大阪芸術大学と連携協定を図っていくとのこと。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、3つとして、非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）についてであります。給与法の改正内容に準じ、補償基礎額に係る基準政令が改正されるとのことで、改正予定は3月29日公布予定であるため、3月末日付で専決処分の予定とのこと。委員より、若干の質疑がいたされました。

その他の報告としまして、いかるがホールの休館について、平成30年度に大ホール、小ホールの空調設備更新工事の実施のため、大ホール、小ホールだけ休館予定であるとのこと。委員より、若干の質疑がいたされました。

最後に、その他につきましては、委員より、コミュニティバスのアンケートに関すること、集会所の整備費補助金の解体費に一定の基準を設けるべきではないかとの意見、また、次年度の学童保育の説明会の日が私立保育園の卒園式の日と重なり、保護者が説明会に参加できなくなったことについて、延長保育の情報案内の私立保育園への対応について、町ホームページのカレンダーの利用方法について等の質疑、意見がいたされ、理事者より、それぞれに一定の答弁がなされました。

以上が、当委員会の概要報告であります。詳細につきましては会議録を整理いたしますので、その後ごらんいただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4．予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○10番（坂口徹君） それでは、予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会初日の本会議より付託を受けました、議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算について、議案第13号から議案第16号までの平成29年度各特別会計予算について及び議案第17号 平成29年度斑鳩町水道事業会計予算についての6議案を、去る3月8日、9日の2日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果について、ご報告いたします。

まず初めに、一般会計予算総括説明と一般会計歳入全般についての説明を受けた後、一般会計歳出及び各特別会計について、各部ごとに、一般会計の各款ごと、また、各特別会計ごとに質疑を行って、審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また、貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上、ここでの報告は省略させていただきます。なお、後ほど会議録に整理させていただきますので、ごらんいただければ幸いです。

審査の結果でございますが、議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算についてなど6議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。

各委員の皆様には、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜り、感謝申し上げます。

理事者の皆様には、予算委員会での貴重なご意見、ご提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映していただきますことをお願い申し上げ、予算審査特別委員会委員長報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

初めに、議案第1号 斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第2号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第3号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第4号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第6号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第7号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第9号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第10号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第11号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算については、予算審査特別委

員会において、先ほどの委員長報告のとおり満場一致で原案どおり可決すべきものとしておりましたが、お手元に配布いたしました修正動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて一括議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算に対する修正案について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

斑鳩町議会議長

中西 和夫 様

議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

平成29年3月24日

発議者

議会議員

濱 真理子

木澤 正男

そうしましたら、平成29年度斑鳩町一般会計予算修正案に関する説明書のほうをもちまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、4ページの歳出のところをお開きいただけますでしょうか。

まず最初に、この修正案に対する趣旨について申しあげたいと思っております。

今回の修正案につきましては、小学校1、2年生に次いで生活面での指導を必要とする小学校3年生のクラス編制を30人学級編制とし、保護者の願いに応え、子どもたちの健やかな成長を支える教育基盤の充実を図ること、また、シルバー人材センターへの業務委託等については、地域の賃金水準の低下を招かないよう割戻し単価を引き上げ、個々の契約金額を見直すものとするものです。上記実施の、ただいま申しあげました施策実施のための財源は、平成29年度の事業を見直すことにより捻出いたします。また、経費節減や費用対効果の観点から不要と思われる事業については、予算の減額を行うものでございます。

そうしましたら、4ページの歳出のところですが、まず、総務費についてです。総務

費につきましては、総額から698万9,000円を減額いたします。この中で、右の説明のところをごらんいただきたいと思いますが、シルバー人材センターに発注している業務について、住民宛文書発送業務委託料、さらにはその下の草刈業務委託料、また、第8項の一番右のところの放置防止指導業務委託料、こちらにつきましては、シルバー人材センターへ発注している業務でございます。住民宛文書発送業務委託料を53万7,000円、草刈業務委託料を38万1,000円、自転車放置防止指導業務委託料を13万円、合計で104万8,000円を増額するものです。続きまして、企画費のところの、これも説明の右側のほう見ていただきたいんですけども、これにつきましては、町制70周年にかかわる記念式典や切手の発行にかかわるものです。ここにつきましては、経費節減の観点から、記念式典については費用のかからない開催方法に改めるものとして、町制70周年記念式典開催業務委託料の100万5,000円、町制70周年記念式典会場設営等業務委託料80万2,000円、そして、この式典に係る司会者謝金10万円の合計190万7,000円は、全額削除するものです。さらに、町制70周年記念に作成予定の記念切手作成業務委託料130万円については、経費節減の観点から全額削除をいたします。

続きまして、第3項 戸籍住民基本台帳費のほうをごらんいただけますでしょうか。5ページのほうになります。こちらにつきましては、コンビニ交付サービスがことしの2月1日からスタートをいたしました。このコンビニ交付サービスにつきましてはマイナンバーシステムを利用したものであり、個人情報の漏えい等、安全性の面から、運用すべきでないと考えております。また、マイナンバーカードの発行件数が少なく、費用対効果の点からも廃止すべきだと考えることから、コンビニ交付サービスシステム保守業務委託料367万円、証明書コンビニ交付負担金70万円、手数料46万円の合計483万円は削除をするものでございます。

次に、第3款 民生費のほうに移ります。ここでは、総額から3,000円を減額いたします。人権対策費の中の県人権・部落開放研究集会全体会参加負担金につきましては、この部落開放研究集会というのは特定の団体が主催しており、内容的にも問題があるため、公費での参加はふさわしくないというふうに考えまして、参加負担金の3,000円は全額削除するものでございます。

次に、第4款 衛生費のほうに移ります。6ページをお開きいただけますでしょうか。こちらについては、項目が2つございますが、どちらもシルバー人材センターに発注している業務でございます。粗大ごみ軒先収集業務委託料を23万6,000円、ペット

ボトル等選別業務委託料を30万2,000円、合計で53万8,000円増額するものでございます。

次に、第6款 商工費のほうに移りまして、まず、第2項 商工業振興費のところの右側を見ていただきますと、プレミアム付商品券の発行補助金につきましては、その利用率が、大型店に85%、小売業15%となっており、町内業者への経済効果が薄いことから、この項目に係る金額全て削除するものでございます。さらに、第3項の観光費のところいきまして、右側を見ますと、特別旅費と通信運搬費というふうになっております。こちらにつきましては、友好都市などへの物販に係る経費でございます。これにつきましては、職員の負担も含めた費用対効果が低いと考え、特別旅費を157万5,000円、通信運搬費を16万8,000円、合計で174万3,000円減額するものです。さらに、その下の清掃業務委託料につきましては、これはシルバー人材センターに発注している業務でございます。こちらにつきましては、清掃業務委託料を8,000円増額いたします。さらにその下、モニュメント広場デザイン謝金となっておりますが、こちらにつきましては、インターネット等でアイデア、デザインを募集するなど、経費削減の観点から費用のかからない方法に改めることといたしまして、70万円全て削除をするものでございます。

次に、第7款 土木費のほうに移りたいと思います。7ページをお開きいただけますでしょうか。この中で、まず、道路橋りょう費の第1目 道路維持費につきましては、右側を見ますと、街路樹管理業務委託料となっておりますが、これはシルバー人材センターに発注している業務でございます。こちらにつきましては、5万8,000円増額いたします。

さらに、次、第4項の都市計画費のほうに移りまして、まず、右側のほう見ていただきますと、いかるがパークウェイ推進協議会補助金となっておりますが、パークウェイにつきましては、いまだに住民合意が得られていない地域がある事業であるため、沿線住民の意向を無視して進めるべきではないと考えます。また、県道大和高田斑鳩線から東側は、住宅密集地となっており、地元自治会からの強い反対もあることから、現実問題として整備不可能だというふうに考えます。国道25号の渋滞解消策としては現計画の変更、見直しが必要であり、いかるがパークウェイへの推進協議会補助金18万円につきましては、全額削除するものです。さらにその下の公園費のところの清掃業務委託料、さらには開発指導調整費の違反広告物簡易除去業務委託料、さらには景観保全対策事業費の通行整理・誘導業務委託料、これらは全てシルバー人材センターへの発注業務

でございます。清掃業務委託料を23万円、違反広告物簡易除去業務委託料を2万8,000円、コスモスの通行整理・誘導業務委託料を4万3,000円、先ほどの街路樹管理委託業務料と合わせまして、合計で35万9,000円増額するものでございます。

それでは次に、教育費のほうに移りたいと思います。8ページをお開きいただけますでしょうか。教育費につきましては、総額から1,176万4,000円を増額いたします。その中で、まず、第2項 小学校費の第1目 学校管理費の安全指導員業務委託料、こちらにつきましては、シルバー人材センターへ発注している業務でございます。これにつきましては、4万9,000円増額いたします。そして、第2目 教育振興費のほうに移りますと、社会保険料と、さらに臨時講師賃金となっておりますが、これは、冒頭で申しあげました30人学級編制を町内小学校の全て3年生で実現をするためにかかる町費講師3人分の人件費を計上しております。この人件費が、社会保険料と臨時講師賃金合わせまして1,136万4,000円でございますので、増額いたします。さらに、その下、需用費の消耗品費につきましては、なかまの本の購入費用でございます。こちらにつきましては、他の教科書と比較をしても利用頻度が低く、なおかつ特定の団体が発行しているものを購入し続けるという必要性が理解できませんので、購入に係る費用1万5,000円は全額、こちらにつきましては1万円ですね、小学校費のほうでは1万円減額いたします。

次に、第3項 中学校費のほうに移りまして、こちらのほうでも、ただいま申しあげましたなかまの本を中学校費のほうで購入しております。こちらについては5,000円減額をするものでございます。

次に、第5項 社会教育費のほうに移らせていただきます。9ページをお開きいただけますでしょうか。こちらにつきましては、文化財保存費の中で、シルバー人材センターへ草刈業務を委託しておりますので、その中で25万6,000円を増額いたします。

さらに、第6項 保健体育費の健民運動場費の中で、こちらもシルバー人材センターへ清掃業務を委託しておりますので、この委託料を11万円増額するものでございます。歳出のほうは、以上です。

そうしましたら、1ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。歳入のほうになりますが、まず、18款 繰入金で、29年度の事業見直しにより不要となった一般財源195万6,000円を財政調整基金繰入金から減額するものです。次に、その下、20款の諸収入につきましては、70周年の記念切手の作成を中止することによって、

これはつくった分の半分売れて収入があるというふうに見込んでいるものですが、その金額65万円について削除をするものでございます。

以上、歳出・歳入を減額いたしますことによって、予算総額については、90億円を89億9,739万4,000円に改めるものでございます。

修正案の提案説明については、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案について、一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成する議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算について、原案に賛成する立場から意見を申しあげさせていただきます。

自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や生産年齢人口の減少により、引き続き厳しい社会経済情勢となることが予想される中、地方創生の取り組みが全国的に本格化しつつあり、個性を生かし、自立した自治体の実現が求められています。

このような状況の中、平成29年度予算では、学童保育における延長保育の実施、町立幼稚園における温かい給食の提供や給食補助金の交付、小・中学校での給食補助金の増額、斑鳩黎明保育園の増築支援による保育環境整備、子育て世代包括支援センターの設置など、子育て支援のまちづくりに重点的に取り組まれています。

また、安全・安心のまちづくりでは、新たに、通学路を中心とした防犯カメラの設置を初め、斑鳩小学校の渡り廊下の耐震補強工事、防災ハザードマップの作成・配布、災害情報伝達システムの導入、業務継続計画の策定などに取り組まれています。

また、歴史まちづくりの推進として、史跡中宮寺跡の史跡公園整備について、5か年計画の最終年度として、完成に向け、引き続き工事を進められています。

さらには、活力とにぎわいのあるまちづくりにおいて、観光振興及び雇用創出、地域経済の活性化を図るために、創業支援補助制度の創設や観光案内サインの設置、まちあるき拠点誘致のための用地購入など、積極的に取り組まれています。

なお、修正案で述べられました30人学級の編制についてであります。小学校第1学年、第2学年を30人学級、3年から6年までを35人学級と、また、中学校全学年を35人学級とする現行の少人数学級編制は、町単独事業として、全国的に見ても充実

した内容であり、いずれの学年においても国の基準を上回るもので、評価されるべき取り組みであると私は考えております。

以上のことから、私は、本町の行政課題に対して意欲的に取り組むための予算編成とされたものと考え、本議案の原案に賛成するものであります。

最後に、将来の子どもたちに負の遺産を残すことのないよう、健全で持続可能な財政運営をされることを強く期待いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

議員皆様、ご賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、修正案に賛成する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算について、修正案に賛成し、原案に反対する立場から意見を申し上げます。

今回の予算編成につきましては、予算総額が90億円と、昨年度から3億5,000万円ふえ、大きく膨らんだ予算となっていることが大きな特徴です。来年度は町長選挙が予定されているので、選挙をにらんだ予算編成になっているとの見方が新聞記事にあったかと思いますが、その中身については、これまで保護者から要望の強かった学童保育の運営時間の延長や幼稚園給食の充実、また、学校給食に対する補助金の引き上げや、幼稚園では新たに給食補助金を設置するなど、住民にとってプラスになるものであり、町として努力をされている点が見られましたので、そのことについては素直に評価をさせていただきます。

しかし、一方で、後退してしまった30人学級編制や、この間、繰り返し問題指摘してきましたシルバー人材センターへの発注金額について改善が見られなかったことについては、大きな問題だと考えています。こうしたことから、今回、改めて修正案を提出し、改善が必要な部分について具体的に提案をさせていただきました。

まず、少人数学級編制の問題ですが、平成27年度から、保護者に事前の説明もなく、それまで拡充してきた30人学級編制を、小学校1、2年生を除き、小学校3年生から中学校3年生まで全て35人学級編制に大きく後退させました。この問題を指摘すると、町は、国の基準より上回っていると言いますが、30人が35人になったのだから、誰が考えたって基準は後退していると考えます。以前は、小学校では5年生、中学校では2年生まで30人学級編制が実施されていました。実施されていないところは40人学級編制になっていましたが、基準後退後の町費講師の数は以前より少なくなっており、先生の数が減ってしまうのではないかと心配だという保護者の懸念がそのまま予算編成の

中でも表れています。私は、町として、小・中学校全学年で30人学級編制を実施するという姿勢を持っていただきたいと以前から申しあげてきました。それは今でも変わっていません。ただ、だからと言って、次年度ですぐに小・中学校の全学年で30人学級を実施できるのかというと、財源の確保だけでなく、人材確保の観点からも無理があると思いますので、優先順位をつけて、段階的に充実をしていくという立場で、次年度は、まず、小学校の3年生で30人学級を実施するという現実的な提案をさせていただきます。

次に、シルバー人材センターへの発注単価の問題です。この問題についても、冒頭で述べたように、この間、繰り返し指摘をしてきました。町は、幼稚園、保育園、学校の草刈りや町が管理する施設の清掃、また、自転車の放置防止の取り組みなど、様々な業務をシルバー人材センターに発注しています。しかし、その契約金額が、お隣の三郷町や平群町と比べても極端に低く、1時間当たりの単価、時給に割り戻すと最低賃金を下回っていることが明らかになり、契約金額を見直すよう求めてきました。それに対して町からは、シルバーとの契約は請負であり、最低賃金法には抵触しないとの見解が示されてきましたが、確かにシルバー人材センターは高齢者の生きがい対策事業として位置づけられており、雇用関係は発生しません。しかし、低すぎる単価が原因でシルバー人材センターの会員さんから不満が出ており、そのことが原因で役員さんとの間でもめごとになっています。例えば古墳の草刈りなどは、傾斜のついたところで非常に時間と労力を要するため、現在の契約金額だと時間当たりの単価が100円程度になってしまうことから、以前にシルバー人材センターと議会との懇談会があった際にも、何とか改善してほしいとシルバー人材センターの会長さんから切実な声が寄せられました。この問題を放置しておくことは、シルバー人材センターを支援するどころか、町が問題の種をつくっていることにつながると考え、改善するように求めてきたものです。また、もう1つは、最低賃金を下回るような単価での契約の受注自体が問題視されており、シルバー人材センターが低すぎる金額で仕事を請け負い民業を圧迫することのないよう、厚生労働省や県のシルバー人材センターからも指導がされているところです。にもかかわらず、発注者側の町が地域の賃金水準を引き下げようとしているというという点について非常に問題だと考え、改善を求めてきましたが、町長からは問題意識が感じられません。ですので、今回は、シルバーさんに聞き取りも行い、数ある業務の中でこれだけは何とか改善してほしいというものをピックアップして修正項目に加えました。シルバーさんの関係では、合計すると236万8,000円の金額の見直しになります。

予算全体の0.03%です。これまでのかたくなな姿勢を改め、契約金額を見直すことを町長に強く要望いたします。

次に、町制70周年記念事業を初めとしたイベントに係る費用についてです。これは、代表監査委員からもイベントが多すぎると指摘がありました。全部が全部だめだとは言いませんが、1つは、一過性のものに多額の費用をかけて、一体どれだけの効果があるのかという点と、休日出勤など職員の負担や人件費がかさむことを考えると、規模を縮小していく必要があると考え、なくても困らないものについては、それに係る費用を削減し、経費節減に努めるべきだと考えます。

次に、コンビニ交付サービスについてです。コンビニ交付サービスはマイナンバーシステムを利用したものであり、このマイナンバーシステムそのものが個人情報保護の観点などから安全性に問題があり、運用すべきでないと言ってきたものです。昨年度、4千数百万円の費用をかけてシステムが導入され、ことしの2月1日から運用が開始されました。しかし、マイナンバーカードを持っていないと利用できないことから、マイナンバーカードの発行件数自体が、現在、1割程度だという状況を見ても、費用対効果が期待できず、システムの運用中止を求めます。

次に、プレミアム付商品券についてです。これについては、プレミアの部分の率が高くなってきていることもあり、斑鳩町では、発行すれば全て完売されているようで、消費の活性化という点では一定の効果があるものだと思います。しかし、予算審査特別委員会で明らかにされていましたが、商品券を使われているのが、大型店85%、小売業15%と、イオンや万代などの全国展開しているようなチェーン店であり、地域の商店や町内業者ではほとんど使われていないとのことでした。斑鳩町で発行するプレミアム付商品券は、斑鳩町内でしか使えないにもかかわらず、地域経済への波及効果は非常に薄いものとなっています。また、今回のプレミアム付商品券の発行には、国からの補助金等もなく、各加盟店からの手数料はあるのですが、町の一般財源が原資となっており、そうであるのなら、もっと地域経済に効果のあるようなやり方に工夫するなどもっと町内業者にお金が回る仕組みがなければ意味がないと思いますので、今回については発行を見送るべきだと考えます。

次に、いかるがバイパス、パークウェイについては、これまでも申しあげてきましたように、住民合意が得られていない地域があり、沿線住民の意向を無視して進めるべきではありません。また、県道大和高田斑鳩線から東側は住宅密集地であり、地元自治会から強い反対もあることから、現実問題として整備不可能だと考えます。国道25号

の渋滞解消策としては、現計画の変更を強く要望いたします。

このほか、これまでも繰り返し指摘してきたなかまの本の購入や部落解放研究集会への職員の参加については問題があると考えますので、中止されるよう要望いたします。

最後に、冒頭にも申しあげましたが、特に今回の予算編成については、福祉や教育施策の充実が見られ、そうした点については評価をさせていただいているということを申しあげまして、議案第12号 平成29年度斑鳩町一般会計予算について、修正案に賛成し、原案に反対する立場での私の意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

まず、修正案について、採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、修正案は、否決いたされました。

次に、原案について採決を行います。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第12号については、賛成多数で原案どおり可決いたされました。

次に、議案第13号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第14号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第15号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第16号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第17号 平成29年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

次に、認定第1号 町道認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定いたしました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布いたしております、追加日程 1. 発議第 1 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程 2. 発議第 2 号 斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程について、追加日程 3. 発議第 3 号 「介護保険制度の見直し」を求める意見書について、追加日程 4. 発議第 4 号 際限ない年金削減をストップし、若者も高齢者も安心できる年金制度への改善を求める意見書について、追加日程 5. 発議第 5 号 「テロ等準備罪」（共謀罪）の立法を行わないことを求める意見書について、追加日程 6. 発議第 6 号 無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書についてを日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1. 発議第 1 号、追加日程 2. 発議第 2 号、追加日程 3. 発議第 3 号、追加日程 4. 発議第 4 号、追加日程 5. 発議第 5 号、追加日程 6. 発議第 6 号を日程に追加することに決しました。

それでは、追加日程 1. 発議第 1 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12 番、木澤委員長。

○12 番（木澤正男君） それでは、発議第 1 号に対する提案説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

発議第 1 号

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
標記について、地方自治法第 109 条第 6 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 29 年 3 月 24 日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、最後のページの要旨をごらんいただきたいと思います。朗読をもって提案とさせていただきます。

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

町の方針を内外に表明する宣言や、町の象徴である町章、町の木、町の花及び町の鳥の制定・改廃については議会の議決を得ることが適当であることから、議会の議決すべ

き事件に追加するとともに、文言の整理を行うもので、施行期日は、平成29年4月1日とするものであります。

それでは、新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。今回、ただいま申しあげました町の宣言に関することについては、新の表の第3項に町の宣言という形で1本にまとめて整理をさせていただいております。さらに、町章、町の木、町の花及び町の鳥の制定及び改廃に関することにつきましては、第4項として新たに設置をいたしました。

そして、今回の改正に伴い、旧の第2号にありました基本構想の策定、変更または廃止という文言につきましては、他の条文に合わせる形で新のほうでは基本構想の策定及び改廃という形に改めております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致で可決いたしました。

次に、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤委員長。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第2号に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第2号

斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成29年3月24日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、最後のページの要旨をごらんいただけますでしょうか。朗読いたします。

斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程（要旨）

議会事務局の職員の職について、課長補佐の配置を可能とするとともに、職員の定数について、斑鳩町職員定数条例に定めるところによる旨規定するため、所要の改正を行うものであり、平成29年4月1日から施行するものであります。

それでは、新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。今回、これまで議会事務局長、係長、書記の3名を置くというふうに規定されていたものに加えて、新たに事務局長補佐を置くことができるようにする改正でございます。そして、事務局長補佐につきましては、課長補佐級の職員を充てることとし、係長を兼務するというふうに改めるものでございます。さらに、新の第3項のほうで、こちらにつきましては、議会事務局の定員が3名であるということをもって定めているところでございます。さらに、新たに配置される事務局長補佐については、事務局長を補佐し、局務を掌理するというこの任務について、規定をさせていただいたものです。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致で可決いたされました。

次に、追加日程3. 発議第3号 「介護保険制度の見直し」を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

発議第3号

「介護保険制度の見直し」を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成29年3月24日提出

議会議員

濱 真理子

木澤 正男

それでは、意見書を読み上げまして、提案とさせていただきます。

「介護保険制度の見直し」を求める意見書

現在、政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。

その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切りかえる、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられています。家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。

サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

国の責任で人材確保・離職防止の実質的な対策、及び安全・安心の介護体制の確立など、介護保険制度の見直しをしていただくよう、下記の事項について要望します。

記

1. 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと
2. 家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと
3. 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること
4. 以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月24日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 発議第3号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

6 番、平川議員。

○6 番（平川理恵君） 発議第 3 号 介護保険制度の見直しを求める意見書について、反対の立場より意見を述べさせていただきます。

介護保険制度は、その創設から 16 年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして、定着、発展してきていますが、費用総額は制度創設時から約 3 倍の約 10 兆円になるとともに、保険料の全国平均は、現在、5,000 円を超え、2025 年度には 8,000 円を超えることが見込まれています。また、40 歳以上 64 歳以下の人の負担する保険料についても大幅に増加しており、今後も介護費用の拡大に伴い増加することが見込まれております。

さらに、2025 年には、いわゆる団塊世代全てが 75 歳以上になるほか、2040 年にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上なるなど、人口の高齢化は今後さらに進展してまいります。

こうした状況の中で、高齢者に対する自立支援や要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっております。

このたびの見直しは、少子高齢化の進展に伴い介護保険給付費が増加の一途をたどる中、介護保険制度の理念を堅持し、介護保険制度を持続可能なものとして将来の世代に確実に引き継いでいくとともに、地域包括ケアシステムの強化・推進を図ることにより介護保険制度をよりよいものとするため、社会保障審議会介護保険部会の意見を尊重し、見直しを進めるものと認識しております。

以上のことから、私は、本意見書の可決に反対するものであります。

今後、国民に信頼される持続可能な介護保険制度となるよう、円滑な制度の実施を期待し、私の反対意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

12 番、木澤議員。

○12 番（木澤正男君） それでは、発議第 3 号 「介護保険制度の見直し」を求める意見書について、賛成の立場から意見を申しあげます。

意見書にあるとおり、政府は、介護保険制度のさらなる改悪に向け、検討を進めています。それらが実施されれば、ますます介護難民がふえ、高齢者やその家族の暮らしが大変になるのは明らかです。

今はもう代表理事を退任されましたが、認知症の人と家族の会の高見国生さんの記事がインターネットで紹介されていたので、その記事の内容について紹介をさせていただきたいと思います。

私たち認知症の人と家族の会は、2000年に介護保険制度ができたとき、介護を家族任せにしない介護の社会化の象徴として歓迎しました。ところが、制度はどんどん後退し、国家的詐欺とまで言われるひどいことになっています。

直近では、2015年実施の改定で、要支援1、2の訪問介護、通所介護を保険から外し自治体事業に移す、また、年金収入280万円以上の2割負担、さらに特養ホーム入所を要介護3以上に限定、そして低所得の施設入所者への食費・部屋代の補助要件を厳しくする、このようなことが行われました。

議論の過程で、私たちは、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、本当にそれでよいのかと問いかけ、最終的には委員の中で唯一反対を表明しました。法案が国会に提出されたため、初めて独自の反対署名に取り組みました。会員に受け入れられるか心配しましたが、反響は大きく、3か月あまりでおよそ8万7000人分が集まり、厚生労働省に提出をしました。

会員に行った改定実施後の影響アンケートでは、生々しい弊害が浮き彫りになっています。中でも、施設の食費・部屋代補助の制限は、被害甚大です。要介護5の妻が特養ホームに入所する60代の男性は、月7万3,000円の負担増になりました。年金収入だけでは、月1万5,000円足らなくなる。仕方なくことし中に施設を退所させて在宅介護に切りかえるつもりと、退所を余儀なくされる深刻さです。

特養ホーム入所が要介護3以上に限定されたことで、要介護2の夫の親を在宅介護している60代の女性は、入所できないならショートステイをできる限り利用していくしかない。ただ、蓄えが尽きたらどうしたらいいのか。これ以上、家での介護は無理。私の体がもたないと悲鳴をあげています。

こうした声を受け、私たちは、4月、改定の撤回を厚労省に要望しました。ところが、政府は改定を撤回するどころか、今後、要介護1、2の通所介護や訪問介護の生活援助、福祉用具レンタルを保険給付から外すことや74歳までの2割負担など、いっそうの給付抑制、負担増を検討し、通常国会への法案提出まで計画しています。

今、介護保険は重大な岐路に立たされています。期待した介護保険に暗雲がたなびき始めたのは、2006年に要支援1、2がつくられたときです。介護予防と言いながら、実際は要介護1の大半を要支援にして、使えるサービス量を減らしただけです。小泉内

閣が社会保障の自然増を毎年2,200億円ずつ削っていったことです。そのあたりから、財源論が前面に出てきました。利用者がふえたから、サービスを減らすか、利用料を上げるしかないと言いますが、家計なら、支出がふえたときは必要性の薄いところを削ります。リニア新幹線、米軍への思いやり予算、必要性はどれだけあるんでしょう。震災復興財源でも、所得税は増額したままなのに、法人税はすぐ廃止されましたね。僕らは税の使い方や集め方で改善・工夫すべきところがあると考えています。それとともに、介護保険への国の負担割合を上げるべきだと主張しています。

この後、まだ記事は続いています。何が言いたいのかといいますと、先ほど反対者の意見の中でもありましたが、趣旨はわかるが財政的な問題で賛成できないという意見を言っておられました。確かに日本の借金は1,000兆円を超えたと言われており、厳しい財政なのは確かです。しかし、先ほどの記事でも触れられていたように、税金の使い方や集め方を見直せば、財源は捻出できると考えます。2017年度の国の予算案のうち、防衛費が過去最高の5兆1,251億円に達し、戦後初めて教育費を上回る予算計上がされています。5年前との比較で見ますと、4,000億円増です。その中には、オスプレイを初めとして、ステルス戦闘機、無人偵察機の導入など、本当に必要なかと思われるものがたくさんあります。そして、4,000億円といえば、安倍政権のもとで、生活保護費削減、診療報酬の削減、介護報酬の削減を合わせた額が4,000億円です。小泉内閣から始まった社会保障費の自然増分2,200億円の毎年の削減は一旦ストップしたものの、安倍内閣のもとで再びこの路線が復活しています。お金がないのではなく、政府に福祉を充実する姿勢がないと言わなければなりません。

介護保険制度は平成12年からスタートしましたが、制度ができた背景として、高齢者の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化、重度化進行など、介護の必要性や重要性に対するニーズが増大する一方で、家族形態の変化により、少子化・核家族化の進展、高齢者のみの世帯の増加や介護する家族の高齢化などが深刻化し、介護を支えてきた家族をめぐる状況の変化を背景に、家族だけで介護することが困難な時代を迎える中、社会全体で介護を支えていこうという趣旨で制度がつけられたものです。

それが、次々と改悪され、ついには要介護1、2の方までが介護保険制度から外されようとしています。既に介護保険から外された要支援1、2の方と、今後政府が外そうとしている要介護1、2の方を合わせますと、介護認定された人全体の65%を超えます。年金から天引きされるなど保険料は強制的に徴収されるのに、65%の人がサービ

スを受けられない。これが、国家的詐欺と厳しく批判される、政府がやろうとしている介護保険制度の大改悪の実態です。

今後ますます高齢化が進む中、安心して老後を迎えることができる体制をつくっていくことは、高齢者の皆さんだけの問題でなく、社会全体の問題であり、政治の責任であると考えます。私は、最も住民の近くで声を聞き、その声に応えるという立場から、地方議会からこの意見書を上げ、政府の姿勢を正していく必要があると考え、この意見書の採択には賛成いたします

以上で、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆さまのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第3号については、賛成少数で否決いたしました。

なお、ただいまの発議第3号の否決により、陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書については、不採択とされたものとみなします。

次に、追加日程4．発議第4号 際限ない年金削減をストップし、若者も高齢者も安心できる年金制度への改善を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

発議第4号

際限ない年金削減をストップし、若者も高齢者も

安心できる年金制度への改善を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成29年3月24日提出

議会議員

濱 眞理子

木澤 正男

際限ない年金削減をストップし、若者も高齢者も

安心できる年金制度への改善を求める意見書

政府は、「少子化」と「平均寿命」の延びを理由に「マクロ経済スライド」の導入を行い、さらに、昨年、第192臨時国会で、年金制度改革関連法の強行採決を行いました。

今、年金受給者の生活は、消費税の増税、物価上昇、住民税・医療・介護保険の負担増のもとで、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらしています。

年金削減は、高齢者だけの問題ではなく、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な状態です。

年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金の引き下げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題でもあります。

年金が増えれば、地域の消費も増え、地方税収も増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。

高齢者の願いは、地域で安心、安全、健康で長生きできることです。

若い人も高齢者も、現在から将来にわたって安心、安定して暮らしていけるために、以下の事項について求めます。

記

1. 年金制度改革関連法を廃止すること
2. 年金を毎年引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月24日

奈良県斑鳩町議会

これをもって、提案とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 発議第4号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 発議第4号 際限ない年金削減をストップし、若者も高齢者も安心できる年金制度への改善を求める意見書について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

年金額は賃金や物価の上昇率に応じて改定が行われますが、少子高齢化の進行に対応するための年金改定率の調整も実施されています。この年金改定率が調整される仕組みであるマクロ経済スライドは、平成16年の年金改正で導入されましたが、その後、これまで賃金や物価が大きく伸びることがほとんどなかったため、当初の見込みより給付水準の抑制がおくれてしまっています。この給付抑制のおくれは将来世代の給付水準の引き下げにつながるものであり、見直しの検討が必要であるとされてきました。

このたびの公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律では、年金制度を将来にわたって維持できるように、現在の高齢世代に配慮しつつも、将来世代の給付水準の低下を抑え、より現実に即した年金を実現することができるよう、マクロ経済スライドを適切に実施できるよう改正が行われました。

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中で、年金制度のさらなる持続性と安定化が求められ、将来世代の年金水準を確保し、世代間の公平性を図るために、国において十分考えられた制度であると考えていることから、意見書の内容には反対するものであります。

議員の皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第4号 際限ない年金削減をストップし、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

意見書にもありますように、政府は、昨年末の臨時国会で、年金制度改革関連法の強行採決を行いました。賃金の下げ幅に合わせて年金額も削減する今回の改定は、購買力維持のため、物価に合わせて年金も改定するとの従来の説明を投げ捨てる国民への背信行為です。政府は万一の措置だといいますが、労働者の実質賃金は低迷を続けており、詭弁にほかなりません。将来にわたり、現役世代の賃金が下がれば年金も下げる最悪の悪循環を生み出すものです。年金抑制のマクロ経済スライドの未実施部分を翌年以降に持ち越すキャリーオーバー制度の導入で、消費税が10%に増税されたときに年金が上がらないどころか下がるという、高齢者にとっては悪夢のような事態が起きると指摘されています。繰り越しに制限はなく、実質的な年金削減が繰り返されます。年金の最低保障機能をますます弱め、生存権を脅かすことにつながります。マクロ経済スライドの調整は、基礎年金に長くかかる仕組みであり、今でさえ生活に困窮する方々に、今後さ

らなる追い打ちをかけるものです。

意見書にあるように、年金受給者の生活は、消費税の増税、物価上昇、住民税や医療・介護保険の負担増のもとで、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ないところまで追いつめられており、これまでも年金削減ストップを求める意見書の提案を行ってきましたが、町内の高齢者からも、とにかく年金をなんとかしてほしいとの声が繰り返し寄せられています。年金削減により高齢者が苦境に立てば、介護や医療の負担が子や孫にのしかかり、現役世代の暮らしをも直撃しかねません。世代間の対立をあおり、年金削減を強行するやり方は許しがたいものがあります。

また、安倍政権は、年金積立金管理運用独立行政法人の株式運用比率を倍増させ、年金積立金の運用を株価つり上げの道具にしました。損失が出れば、そのツケは国民に押し付けられます。変動の激しい株式市場に国民の虎の子の年金資金を投入するなど、許されることではありません。危うい運用投機から今すぐ手を引くべきだと考えます。

また、そもそも現在支給されている国民年金については生活保護水準を下回っており、そもそも今の制度を改善していかなければ国民の生活は守れないというふうに考えます。

公的年金制度は、憲法25条を体现し、生存権を支える制度であるべきです。最低保障もなく際限なく減らされる年金制度を将来世代に残すわけにはいきません。年金制度改革関連法についてはきっぱり廃止すべきだと考えます。

以上のことから、この意見書は採択すべきであると考え、意見書に対する私の賛成意見とさせていただきます。議員皆さまのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第4号については、賛成少数で否決いたしました。

次に、追加日程5．発議第5号 「テロ等準備罪」（共謀罪）の立法を行わないことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 議案書を朗読いたします。

発議第5号

「テロ等準備罪」（共謀罪）の立法を行わないことを求める意見書について
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決
を求めます。

平成29年3月24日提出

議会議員

濱 真理子

木澤 正男

それでは、意見書を読み上げまして、提案とさせていただきます。

「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）の立法を行わないことを求める意見書
安倍政権が今通常国会で成立させようとしている「テロ等準備罪」（共謀罪）法案に、
多くの国民、法律家、メディアから批判が強まっています。この法案はこれまで過去3
度国会に提出されましたが、そのたびに国民の大きな反対によって廃案になってしま
した。政府は、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けての「テ
ロ対策」であることを全面に押しだし、国際組織犯罪防止条約を批准するために、「テ
ロ等準備罪」（共謀罪）の導入が不可欠だと説明していますが、現行法で批准は可能で
あり、新たに法案をつくる必要はありません。また、今回の「テロ等準備罪」（共謀
罪）法案には次のような重要な問題点があり、人権を侵害する法案です。

第一に「テロ等準備罪」（共謀罪）法案は、憲法で保障された思想・信条、内心の自
由を侵す法案です。近代刑法では、被害が生じた場合に、その犯罪行為を処罰するこ
とが原則です。しかし、「テロ等準備罪」（共謀罪）法案は、「話し合い・合意」を処罰
するため、その内心に踏み込んで捜査することになります。今回の法案は「準備行為」
を加えて処罰条件を限定していると言われていますが、「準備行為」に関与していない
者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わりません。

第二に「テロ等準備罪」（共謀罪）法案は「テロ対策」どころか多くの住民・団体を
監視することになります。政府は、もともと「共謀罪」であった名称を「テロ等準備
罪」と変え、「テロ対策」を強調しています。また、今回、対象を「団体」から「組織
的犯罪集団」としたと言っていますがその定義が不明確なため、判断は捜査機関に委ね
られ、住民団体や労働団体も対象にされかねません。実際に、公職選挙法違反の捜査を
口実に、大分・別府警察職員が市民・労働団体の事務所に隠しカメラで違法に監視して
いた事実からも問題は明らかです。

以上の点から、政府におかれては「テロ等準備罪」（共謀罪）の立法を行わないよう

強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月24日

奈良県斑鳩町議会

以上です。

○議長（中西和夫君） 発議第5号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは、「テロ等準備罪」（共謀罪）の立法を行わないことを求める意見書について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

21日に閣議決定された組織犯罪処罰法の改正については、テロを含む組織犯罪について、実行着手前の段階での検挙・処罰が可能となり、重大な結果の発生を未然に防止することができるようになります。2020年東京オリンピック・パラリンピックを控えていることから、テロなどの重大な犯罪の脅威は高まることが安易に予想されます。

それらに対応するためには、国際組織犯罪防止条約を締結する必要性があり、締結するために、私はこの法整備、テロ等組織犯罪準備罪、つまりこの国内法が必要であると考えます。ちなみにこの条約は2000年に国連で採択され、既に国連加盟国の96%に当たる187か国が批准しております。日本は、イランや南スーダンなどほかの10か国とともに批准できておりません。この条約を締結することにより、国際的な逃亡犯罪人の引き渡しや捜査共助、情報収集という点において国際社会と綿密に連携していくことが可能となります。

政府におけるテロ等準備罪の基本的な考え方は、犯罪の主体を、一定の重要な犯罪を犯すことを目的とする集団であるテロ組織、暴力団、麻薬密売組織など重大な犯罪の実行を目的とした組織犯罪集団に限定されております。具体的な計画が存在することに加え、資金調達、武器購入、犯行現場の下見など、重大な犯罪を実行するための準備行為も要件とされています。提案者が言われるような事態になることも想定して対策をしておくということをお伝えいたします。

今後において、政府には、国会審議等を通し、法案の意味などをわかりやすく国民に説明することが求められるところであります。

以上のことから、本意見書の提出に対しては、政府の動向を見極めることも含めまし

て、反対いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第5号 「テロ等準備罪」（共謀罪）の立法を行わないことを求める意見書について、賛成の立場から意見を申しあげます。

政府が示すテロ等準備罪法案は、これまで、2020年の東京五輪・パラリンピックなどに向けたテロ対策強化を法整備の目的に掲げてきました。しかし、法案第1条の目的の中には、テロの文言は入っておりません。過去3回、国会で廃案となった共謀罪法案の立法理由とされてきたのは、国際組織犯罪防止条約を批准するためであり、それは今回の法案でも変わっていません。しかし、この国際組織犯罪防止条約は、マフィアや暴力団による人身売買や麻薬密売などの経済犯罪の防止のためのものであり、テロとは関係ありません。過去の国会審議でも、政府は、宗教や政治組織が純粋な精神的な利益のみを目的として犯罪を行う場合、いわゆるテロは、国際組織犯罪防止条約が定める組織犯罪集団に当たらないと答弁してきました。この条約は、テロを対象から除外したものです。実際に法務省が2月末に与党に示した法案の原案には、テロの文字がありませんでした。そして、政府のテロ対策だという説明と法案との矛盾、破綻を追及する声広がる中で、慌てて「テロリズム集団その他の組織犯罪集団」と文言を修正し、挿入しています。それでも、「テロリズム集団その他の」とされているとおり、テロリズム集団には限定されず、テロ対策との説明には大きな矛盾を抱えたものとなっています。これまでの共謀罪では通らないので、テロ対策だという口実をつけ、国民をだまして法案を通そうとしていることは明らかです。

2点目に、共謀罪の本質は、国民の内心を処罰するものであるということです。法案では、従来の「共謀」を「計画」という言葉に置き換えましたが、2人以上が犯罪の実行・計画を合意することであり、変わりはありません。国会でも、法務大臣が3月8日の参院予算委員会で、準備行為を伴う形で合意を処罰することは事実だと、内心処罰の本質を認める答弁をしています。

戦前の天皇制政府は、侵略戦争に反対する国民を治安維持法によって徹底的に思想弾圧しましたが、その戦前の反省から、戦後の刑法は、思想・良心の自由を保障する日本国憲法のもとで、国民の思想・内心を処罰しないことを原則としています。犯罪の結果が生じて初めて処罰するのが原則であるにもかかわらず、300近い犯罪について、内心の段階で処罰するこの法案は、刑法の原則を大転換するものであり、国民の思想や内

心の自由を侵してはならないと定めている憲法19条に反する違憲立法です。

3点目に、今回の法案について、政府は、従来の共謀罪とは全く異なる、一般人は対象にならないと強調し、その根拠に、処罰対象を組織的犯罪集団に限る、合意に加えて準備行為があつて初めて処罰することをあげています。しかし、いずれも対象を限定するものではありません。組織的犯罪集団について、法務大臣は、テロ組織、暴力団、薬物密売組織を例にあげつつ、それ以外のものも含まれる場合があると、2月2日の衆院予算委員会で明言をしています。ある団体が犯罪を目的とする団体に一変したと認められる場合には組織犯罪集団に当たりうるとの見解を、これは2月16日に法務省が発表しています。また、法務大臣は、一変したと判断するのは捜査機関だと2月28日の衆院の予算委員会で認めました。つまり、一般人が対象になることを認めています。

そもそも共謀罪を検挙するには、共謀の現場を押さえるのが最も効果的ですが、実際に共謀は人の見えない場所で行われることから、共謀罪の検挙は困難で、多くの場合は計画に参加したとされる者の供述によるほかありません。結果として、無実の者が巻き込まれる危険性さえも高くなると考えます。そして、計画されたかどうかは、捜査令状を請求された裁判所もわかりません。密告があれば、警察は独自判断で盗聴をせざるを得なくなり、行政盗聴が認められることにもつながります。そして、通信傍受や監視カメラ等を利用した捜査手法の拡大や、それに伴う捜査権の濫用など、それらのおそれなどなど、さまざまな問題点がいまだに残されたままです。

以上のように、今国会に提出されたテロ等準備罪は矛盾だらけの法案であり、広範な国民の懸念が拭えないまま拙速な法制定を行うべきではないと考え、本意見書を採択することに賛成の意見とさせていただきます。議員皆さまのご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第5号については、賛成少数で否決いたしました。

次に、追加日程6．発議第6号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 発議第6号について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第6号

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書について
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決
を求めます。

平成29年3月24日提出

議会議員

伴 吉晴

奥村 容子

それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また、空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、

博物館・自然公園等の避難場所として想定される公的拠点へのW i - F i 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月24日

奈良県斑鳩町議会

説明は以上でございます。議員皆様のご賛同、よろしくをお願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号については、満場一致で可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、日程5．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくをお願いいたします。

続いて、日程6．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成29年第1回町議会定例会の閉会に当たり、挨拶を申し上げます。

本定例会には、斑鳩町地域福祉計画推進協議会設置条例についてなど31議案を提出させていただきましたところ、議員皆様には、去る3月1日から本日までの24日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

諸施策の推進に当たりましては、職員ともども一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、このたび、斑鳩少年ドッジボールクラブいかるがオールウィンが、見事、奈良県代表として、26日に福岡県で開催される全国大会に初出場されることとなりました。児童の皆さんの日ごろからの鍛錬と、ご指導に当たられた伊藤監督や保護者の皆様方のご尽力の賜物であり、敬意を表しますとともに、必勝を心からお祈り申し上げます。

彼岸も明けましたが、まだまだ肌寒い日や天候不順の日もありますので、議員の皆様方にはくれぐれもお体にご自愛くださいますようお願い申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって、平成29年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時39分 閉会)